

「耐震診断費」補助額の増額及び「代理受領制度」の導入について

市では、防災対策として、昭和56年5月31日以前に建てられた、一戸建て在来木造住宅の耐震診断や耐震改修工事費用の補助を行っており、平成25年度以降、市内全域で一律に、耐震改修工事費用の補助率を3分の1とし上限額25万円、耐震診断に要する費用は、補助率を3分の2で上限4万円としてきました。

耐震化の促進に向けて平成29年4月から、特に支援が必要と考えられる高齢者や障がい者などの世帯、所得が200万円以下の世帯に対して改修工事費用の助成を拡充しました。

さらに令和2年4月から、耐震診断に要する費用の補助額を増額しました。また、代理受領制度を開始し申請者の費用負担の軽減を図りました。

【耐震診断費補助額の増額】

- ・世帯に関係なく補助対象経費の実支出額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、8万円を限度としました。

【代理受領】

代理受領制度とは、申請者が耐震診断や耐震改修工事にかかった費用を請負者に支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた残額を請負者へ支払い、補助金は、市から直接請負者へ支払う制度です。申請者がかかった費用の全額を請負者に支払う必要がなくなり、申請者の費用負担を軽減することができます。

◇助成する補助金額（カッコ内は上限額）

	高齢者等世帯	所得が200万円以下の世帯	高齢者等世帯で、所得が200万円以下の世帯	そのほかの世帯
耐震改修工事 (設計・監理・改修工事)	費用の3分の1 (75万円)	費用の3分の1 (75万円)	費用の2分の1 (75万円)	費用の3分の1 (25万円)
耐震診断	補助対象額の実支出額(8万円)			

※補助を受けるには一定の条件があります。詳しくは担当まで。

都市計画課 建築指導担当 04-7125-1111(内線 2686、2994)